

平成20年4月から

特定健診・特定保健指導が スタートします。

最近よく耳にするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）。この状態を放置しておくと、糖尿病などの生活習慣病の原因になります。さらに、脳卒中や心筋梗塞などの合併症を引き起こす起因が増大します。そこで、来年4月から、基本健診にかわって新しく生活習慣病を予防するプログラムが組み込まれた健康診査（特定健診）と保健指導（特定保健指導）が始まります。

Qなぜ「特定健診・特定保健指導」が実施されるのですか？

我が国の医療費は年々増大しており、その3割は、心臓病や脳卒中などの原因となる高血圧性疾患や糖尿病など、生活習慣病有病者とその予備群が占めています。そこでメタボリックシンドロームに着目した特定健診で、メタボリックシンドローム及びその予備群の人を発見し、本人に適した特定保健指導を行い、この該当者と予備群を減らすというものです。

Q健診の対象者はどうなりますか？

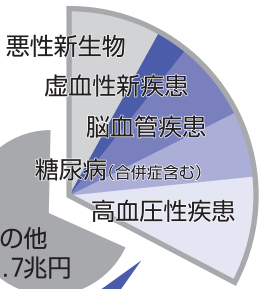
40歳以上74歳以下の国民健康保険や社会保険などの被保険者と被扶養者の全員が対象となります。

Q健診の実施主体はどこになりますか？

町が行っていた集団健診とは違い、国民健康保険や社会保険などの医療保険者が実施主体となります。

Q特定健診の受け方はどうなりますか？

国民健康保険に加入している人は、町から年一回特定健診受診券が発行されます。健診は、従来どおり各地区の集落センターとなります。



資料：厚生労働省平成19年4月「全国医療費適正化計画(案)」より

生活習慣病 10.4兆円
全体の約3分の1

社会保険などに加入している人は、医療保険者から、年一回特定健診受診券が発行され、受診券に記載されている受診日や受診場所へ健診を受けることとなります。

75歳以上(後期高齢者)の 特定健診・特定保健指導

町から受診券と受診案内通知を送ります。健診は、従来どおり各地区の集落センターで受けます。

■お問合せ 保健福祉課 ☎ 47・8007
町民税務課 ☎ 47・8015

メタボリックシンドロームの診断基準

必須項目

内臓脂肪蓄積
ウエスト周囲径 男性 $\geq 85\text{cm}$
女性 $\geq 90\text{cm}$
(内臓脂肪面積 男女とも $\geq 100\text{cm}^2$ に相当)



選択項目

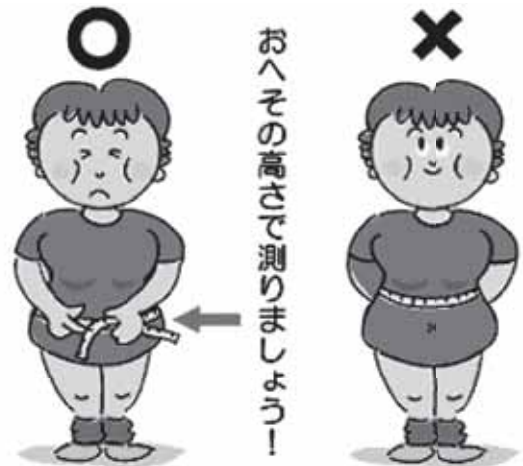
これらの項目のうち2項目以上

高トリグリセライド血症 $\geq 150\text{mg/dL}$
かつ/または
低HDLコレステロール血症 $< 40\text{mg/dL}$

収縮期(最大)血圧 $\geq 130\text{mmHg}$
かつ/または
拡張期(最小)血圧 $\geq 85\text{mmHg}$

空腹時高血糖 $\geq 110\text{mg/dL}$

- *CTスキャンなどで内臓脂肪量測定を行うことが望ましい。
- *ウエスト周囲径は立ったまま、軽く息をはいた状態でへそまわりを測定する。
- *高トリグリセライド血症、低HDLコレステロール血症、高血圧、糖尿病に対する薬剤治療を受けている場合は、それぞれの項目に含める。



公的個人認証サービスをご存じですか

公的個人認証サービスとは、インターネットを利用した電子申請等を安全に行うために使用する電子証明書を発行する公的サービスです。

電子証明書の発行を受けるには

役場町民税務課または各総合事務所生活企画室で必要な手続きを行ってください。

持ち物

- ・住基カード（お持ちでない方は別途手続きが必要です。）
- ・本人確認できる写真付の公的証明書（運転免許証・パスポート等）

発行手数料 500円

*発行された電子証明書は、住基カードの中に格納されます。

電子証明書を利用するには

電子証明書を利用するには、インターネットに接続できるパソコンと、ICカードリーダーライター（ICカードの読取装置）を準備していただく必要があります。

国税庁の電子申告・納税システム（e-Tax）を希望される方は、公的個人認証サービスが必要ですが、お早めに、手続きを願います。

住基カードとは

正式名を住民基本台帳カードといい、市町村が交付する安全性に優れたICカードです。種類は「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」があり希望するカードを選択できます。「写真付き住基カード」は運転免許証と同じく公的な身分証明書として利用できます。

*なお、住基カードの交付には、申請から、1〜2週間かかります。（別途交付手数料が必要です）



問合せ

町民税務課

47・8015

さらに便利で使いやすく！
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

確定申告は便利な e-Tax で

HP からカンタン申告

個人の方で、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書等のデータは、「e-Tax」に直接送信することができます。

また、「e-Taxソフト」に組み込んで「e-Tax」に送信することもできます。



最高 5,000 円の税額控除

電子申告により、所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名及び電子証明書を併せて送信した場合に、所得税額から 5,000 円（その年分の所得税額を限度）を控除（平成 19 年分または平成 20 年分のいずれか 1 回）できるようになります。

添付書類が提出不要

平成 19 年分以後の所得税においては、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できるようになります。



還付金がスピーディ

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3 週間程度に短縮）。

ご利用にあたっては、e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

■問合せ 武生税務署 Tel (0778) 22 - 0890